

令和 7 年 5 月 8 日

令和 7 年第 1 回岬町議会臨時会

第 1 日会議録

令和7年第1回（5月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和7年5月8日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満	
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久	
副 町 長 上田 隆	総務部理事 兼総務課長	南 大介	
教 育 長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓哉	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事	辻里 光則
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部理事 (地域福祉・高齢福祉担当)	中田 美和
財政改革部長	内山 弘幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川井 理香
しあわせ創造部長	松井 清幸	兼保健センター所長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行
都市整備部長	小坂 雅彦	都市整備部総括理事 (産業観光促進担当)	吉田 一誠

教 育 次 長
兼 指 導 課 長 松 井 文 代

まちづくり戦略室理事
(秘書・政策推進担当) 川 島 大 樹

まちづくり戦略室理事
(人事担当) 廣 田 尚 司

まちづくり戦略室
企画政策推進監 寺 田 武 司

都市整備部理事
(新たなみさき公園担当) 新 保 太 基

教育委員会事務局理事
(生涯学習担当)
兼生涯学習課長 岩 田 圭 介
兼青少年センター所長

総 務 部
デジタル推進課長 光 岡 智 彦

財政改革部
税 務 課 長 竹 田 史 子

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 松 本 啓 子

議会事務局主幹 池 田 雄 哉

○会期

令和7年5月8日（1日）

○会議録署名議

1 番 大 里 武 智 3 番 早 川 良

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 議案第 2 5 号	専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）
日程第 4 議案第 2 6 号	令和7年度岬町一般会計補正予算（第1次）について
日程第 5 報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
追加日程第 1	議長辞職について
追加日程第 2 選挙第 2 号	議長の選挙について
追加日程第 3	副議長辞職について
追加日程第 4 選挙第 3 号	副議長の選挙について

追加日程第 5	選任第 1 号	常任委員会委員の選任について
追加日程第 6	選任第 2 号	議会運営委員会委員の選任について
追加日程第 7	選任第 3 号	特別委員会の選任について
追加日程第 8	選任第 4 号	泉州南消防組合議会議員の選挙について
追加日程第 9	議案第 27 号	監査委員の選任について
追加日程第 10		総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第 11		厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第 12		事業委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第 13		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第 14		特別委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

なお、携帯電話など音の出る機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定願います。

○竹原伸晃議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

1番、大里 武智君、3番、早川 良君、以上2名の方をお願いします。

○竹原伸晃議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月8日及び9日の2日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月8日及び9日の2日間と決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和7年第1回岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、4月13日からは、日本では2005年開催の愛地球博に続き、20年ぶりとなる2025大阪・関西万博は開幕し、世界各国から多くの方が関西、そして大阪に来訪しております。

そして、そのような記念すべき年に、本町では、昭和30年に町制が施行して以来、70周年という大きな節目を迎えたことから、先月27日に、町制施行70周年の記念式典を開催し、議会議員の皆様をはじめとする本町のまちづくりに貢献いただいた多くの関係者の皆様にご臨席いただきました。

式典を通じて、公募により決定した「ありがとう70年。岬町はもっと未来へ」というキャッチフレーズのとおり、先人たちが築き上げた礎と町民の皆様の支えに改めて感謝するとともに、本町の誇らしい歴史をもっと未来へつなげていく一つの契機となったのではないかと考えております。

本町では、今後も1年を通じて様々な記念事業や冠事業が実施される予定でありますので、それらの事業を通じて、住民の皆様が町に対する誇りと、愛情をさらに深めていただけるよう引き続き取り組んでまいります。

また、深日洲本航路は、令和7年度より「大阪湾つながる海の旅プロジェクト」として、5月3日から運行を開始し、出港式ではご多用中にもかかわらず、竹原議長をはじめ、議会議員の皆様や国土交通省近畿運輸局の池田次長をはじめ、多くの関係者の皆様にご協力をいただきました。この場をお借りいたしまして改めて厚く御礼申し上げます。

先週末は、大型連休ということもあり、多くの方にご乗船いただき、地域交通や周辺施設をご利用いただき、本町の地域経済にも貢献いただきました。本町では、引き続き安全運航に努めることはもとより、多くの乗船客を集客し、地域の活性化に努めてまいりますので、議会の皆様におかれましても引き続きのご理解、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、岬町税条例の一部改正に係る専決処分の承認についてが1件、令和7年度岬町一般会計補正予算（第1次）についてが1件、監査委員の選任についてが1件、損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてが1件、以上議案3件、報告1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 町長の挨拶が終わりました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第25号「専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第3、議案第25号「専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案の裏面をご覧ください。専決処分の理由といたしましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が、令和7年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては、議案書新旧対照表と併せて送付いたしております岬町税条例の一部を改正する条例の概要を用いましてご説明させていただきます。

また、説明に当たりましては、主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令の改正等に伴う語句の変更や条ずれなどに伴う所要の改正、施行期日及び改正条項の読み上げなどは省略させていただきます。

それでは、1ページの岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部改正の主な改正内容をご覧ください。

本則に係る改正でございます。

まず、第18条の公示送達改正につきましては、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正でございます。

次に、第18条の3、納税証明事項の改正につきましては、先ほどの第18条の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第34条の2、所得控除の改正につきましては、控除すべき金額につきまして、新たに創設されました特定親族特別控除額を追加するものでございます。今回、創設されました特定親族特別控除とは、就業調整の対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除が創設され、令和8年度分の個人住民税から適用されるものです。

2ページをご覧ください。

次に、第36条の2第1項から第36条の3の3第1項の改正につきましても、特定親族特別

控除の創設に伴う改正となります。

第36条の2第1項の町民税の申告の改正につきましては、公的年金等受給者の個人町民税申告義務に係る規定の整備でございます。

第36条の3の2第1項の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の改正につきましては、記載事項について特定親族を追加するものでございます。

第36条の3の3第1項の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正につきましても、記載事項について特定親族を追加するものでございます。

次に、第82条の種別割の税率の改正につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正でございます。今回の税率の区分の改正につきましては、令和7年11月の新たな排ガス規制の適用開始により、現行の50cc原付バイクの生産販売が困難となるため、原動機付自転車のうち総排気量が125cc以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪のものについて、種別割の税率を2,000円とするものです。

次に、第89条第2項の種別割の減免の改正につきましても、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備でございます。

次に、第90条第2項、第3項の身体障害者等に対する種別割の減免の改正につきましては、マイナ免許所の運用開始に伴う減免申請時の運転免許書の提示義務に係る規定等の整備でございます。

3ページをご覧ください。続いて、附則の改正でございます。

次に、附則第10条の2第23項から第26項の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正につきましては、引用法令の項ずれに伴う改正でございます。

次に、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正につきましては、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設するものでございます。

次に、附則第10条の4、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の改正につきましては、法改正に伴い規定を削除するものでございます。

次に、附則第10条の5、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の改正につきましては、法改正に伴う条ずれの反映等でございます。

次に、附則第16条の2の2、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例につきましては、加熱式たばこについて課税の適正化の観点から、課税標準の特例に係る規定を新設する改正

でございます。改正の内容につきましては、加熱式たばこの課税標準つきまして現行の重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方式から重量のみで換算する方式に改めるもので、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で見直しが実施されるものです。

以上が、「岬町税条例の一部を改正する条例」の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 何点かお尋ねします。

一つは、公示送達に関わってお聞きします。岬町のホームページ上で公示送達が行えると、そのような改定は既に行われているわけですが、ホームページを見ても、どこにその欄があるのかがよく見つけなくて、どこにあるのかとか、どうやって公示送達されているのを見ればいいのか、教えていただきたいというのが1点目です。

それから、2点目は、いわゆる103万円の壁ということで国会でも大きな動きがあって、その103万円の壁そのものについては160万円の壁ということで、所得税の課税最低限が引き上げられたと、そういうことに結果的になったわけですが、この影響が岬町の住民の皆さんにとってどのような影響が出るのかということをお聞きしたいというのが二つ目です。減税に該当する見込みの人数ですとか、割合などが分かればお聞きしたいということと、それから階層や所得によって課税最低限が変わるという状況がありますので、その辺りについてお聞かせいただければと思います。

それから、この措置のために地方の税収としては減ることになるわけですね。その影響が出ないようにすると国では言っているようなんですけれども、実際のところどうなのか、担保されているのか等お分かりのことがあれば、お聞きしたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 まず、1点目の公示送達についてなんですけれども、こちらにつきましては、昨年の12月議会で公告式条例ということで改正もさせていただきましたけれども、それに伴いまして、岬町のホームページのトップページになるんですけれども、そこに、岬町電子掲示場ということで表記しておりまして、そこをクリックしていただければ、各公示されてる内容が確認できるというふうなことでございます。

2点目について、新たに設けられます特別控除の影響、対象者等ということなんですけれども、

こちらで課税の情報を踏まえて、一度拾って見たんですけれども、それでいくと、大体1割程度ぐらいの方が対象に新たになるのかなと考えております。人数的にいくと、大体40人前後ぐらいが新たな対象になるのかなというところで、今、現状の課税情報ではそういうふうに見込んでおります。

こちら、新たな控除が設けられることによって減収になるわけなんですけれども、ちょっと減収の幅については、まだ、具体的にどれぐらいなるかというところは把握できてないところではあるんですけれども、この減収するということはもう間違いないので、これにつきましては、国等に、減収についての補填なりを要望していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第25号「専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第26号「令和7年度岬町一般会計補正予算（第1次）」についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第4、議案第26号「令和7年度岬町一般会計補正予算（第1次）」についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、自治体情報システムの標準化に伴うガバメントクラウドの使

用料について計上するとともに、職員の自己都合退職の申出に伴う退職手当を計上するものでございます。

なお、速やかに自治体情報システムのガバメントクラウドへの移行作業と退職手当の支給を行う必要があるため、臨時会での審議をお願いするものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料を併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,908万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,908万2,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金366万3,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、自治体情報システムの標準化に伴うガバメントクラウド使用料に対するデジタル基盤改革支援補助金（住民情報システム分）3,541万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして3,908万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の自己都合退職の申出に伴う退職手当1名分として、一般職退職手当366万3,000円を計上いたしております。

続きまして、令和7年度において、ガバメントクラウド上に標準準拠システムを構築する期間中のガバメントクラウド使用料3,541万9,000円を計上いたしております。この使用料は、当初、補助対象となっておりませんでしたが、令和7年3月28日に、補助対象に含める交付決定を受けましたので、6月補正予算で費用計上を予定しておりましたが、作業業者との協議の結果、令和7年度末の期限までに移行を完了させるための時間を確保するため、補正予算の計上を前倒しさせていただいたものです。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 今回の補正予算について、私のほうから幾つかお伺いさせていただきます。

今回、このガバメントクラウドの利用料、こちらについてなんですけれども、確かに国のほうは、この自治体情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの接続というところも、令和7年度中を期限という形にしてるんですけれども、先ほどの説明で、このガバメントクラウドへの移行作業を期限の令和7年度中に完了させるというところ、これを目的に、今回、5月臨時会での補正予算を計上されたということなんですけれども、岬町のシステムの標準化及びこのガバメントクラウドの移行というところは、これ全て令和7年度中に完了できるという認識でよいのか、というのも、これ全国の2割ぐらいはもう間に合わないというようなことを言われている中で、岬町としては、そこが間に合う状況なのかを確認させていただきたいです。

あと、政府は、このガバメントクラウド利用について、平成30年度比でシステム運用経費が平成3年度比で3割削減することを目標としている中で、全国でもそんなことはなくて倍ぐらいに膨れ上がってしまうというところの試算が出ている自治体もあって、このガバメントクラウド利用についてはかなり多くの自治体から、実際に政府が言って効果が得られないというような形で要望書もたくさん出てると認識してます。

そんな中で、岬町においては、令和7年以降のガバメントクラウド利用料というところ、これはシステム用経費でどれくらい削減される見込みなのかという点について、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 ただいまいただきましたご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のガバメントクラウドへの移行期限である来年の3月までに移行できるかということにつきましては、我々としては、今、ベンダーさんとはその方向では協議をさせていただいております。ただ、一部で、ベンダーのほうからは、作業が遅れる可能性があるということは聞いておりますが、我々としては期限までに移行できるようにということで協議をさせていただいているという状況になっております。

2点目の利用料の件でございますが、これにつきましては3月の委員会の中でもご質問いただいてたところかと思うんですけれども、議員おっしゃられるとおり、当初、国は標準化を進めるメ

リットとして、今後増大するであろうこのシステムの運営経費を現行よりも約3割下げるということをアピールして、この事業を進めてきたところです。

しかし、実際、先行している団体等では、逆に倍以上の額に増加しているというケースが見込まれておりまして、特に、小規模自治体ほど、その影響は大きくなっておりまして、本町においても、現時点での試算では従来のランニング経費の大体倍程度の経費が必要になってくるのではないかと見込まれております。

これの要因なんですけれども、これについてベンダーロックインということで、今までは特定の業者がずっと業務を担ってたところなんですけれども、標準化することによって、いわゆるそのベンダーロックインが解除されて、今のベンダーさんが将来のメリットがないということから、いわゆる今までの優遇価格が見直されまして単価が高くなっているというところ、それから、また近年、言われておりますIT人材の不足、また、人件費の高騰、こういうものが大きな要因になってきていると言われております。

また、本町の場合、もう既に現システムでは、データセンターに設置したハードウェアを複数の自治体で共同運営する自治体クラウドという形態を取っておりますので、ハードの共同利用による割り勘効果というのは、もう既に盛り込まれてるということで、費用の最適化が図られているという状況もあることから、コスト削減効果が得にくい状況かなというところがございます。

そのような中で、私どものほうも、町長筆頭に、国のほうにも要望行っていただいております、町長も全国町村長会の中で、総務省のほうから説明に来ていただいて、その中で直に要望していただいたというようなところもございます、国のほうからは一定の方向の見直しも示されてきているところです。今回のクラウドの予算につきましては、そういう中で国が方向転換をしていった中で見直されたというところの成果かなと考えております。

まだまだ、今、言ったように、経費は膨らんでおりますので、引き続きまして国のほうに対して、町長は町村長会、それから、大阪府を通した要望等もさせていただいて、国のほうも市町村の状況を十分把握した上で必要な経費を補填するとか、支援するという方向を示していただいておりますので、ある程度は圧縮できてくるのではないかなとは期待しております。

ただ、まだ全体的な方向性が示されておきませんので、どれだけ経費が膨らんでくるのか、また圧縮できるのかというところについては、まだ見えないところがあるんですけれども、一応国の法律に基づきまして、来年までに移行しなくてはいけないという状況になりますので、我々としては、国の法律に基づきまして作業を進めていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 詳細なご説明ありがとうございます。今の説明を聞いた感じでも、なかなかやっぱりシステムの利用料が国の見込みどおりに圧縮するというのがなかなか厳しいのかなという、特に、先ほどおっしゃられたベンダーが、今までは岬町のシステムはその特定のベンダーしか触れないというところ、ここで費用的なメリットというのが企業の中でもあったところが、逆にそれがなくなったことによって、やはり競争原理が生まれるけれども、その分後々の作業というところが自分以外のベンダーになるというところが価格が増えているという、そこを実際に企業さんとしても、あとは利潤不足というところで、それ全国的にどの企業でも起き得るのかなというところ、そこについてはやっぱり、恐らくなかなか効果を生むのは難しい中で、町長はじめ、国にしっかり要望行っていていただくというふうな形で努めていただくしかないのかなと思います。

今回ね、私の所属している南大阪振興促進議員連盟でも同様の要望を、実際、国のほうにもしていこうかなと思いますけれども、このシステム運用経費については、ランニング費用として町の財政にかなり大きな負担がかかるようになってきているので、引き続き注視していただいて、積極的に要望活動していったって、何とか今よりも運用経費が下がるような形で取り組んでいただければと思います。これは要望になります。

○竹原伸晃議長 要望ですね。

○谷地泰平議員 はい。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今回、大きく二つのことが提案されていると思っています。

一つは、退職手当ということで、この方の勤続年数と、それから、職員が減ることになりますので、そのことへの対応がどのようになされているか確認しておきたいと思います。

それから、もう1点のガバメントクラウドの使用料に関わって、何点かお尋ねします。

一つ目は、先ほど谷地議員のほうから質問されたことに関わって、運営経費が倍になる見込みだと。それに対して、国に要望を上げていくということが語られたところでありますが、その倍になるというのは、具体的には幾ら程度のことなのか、見込んでおられるのか、金額をお聞きしておこうと思います。

それから、事前に補足説明資料をいただいているんですね、このガバメントクラウドの使用料に関わって資料をいただいていたので、それを拝見した上でお尋ねをするんですが、ガバメントクラウドの使用料については、契約がアマゾンウェブサービスとの契約ということのようですね。デジタル庁としては、ガバメントクラウドの事業者として5社、採択をしていて、その中

で自治体ごとに契約を行うということだと理解をしております。それで、その中で5社のうちの4社がアメリカ資本のクラウドということになっていますので、この対価の支払いについてはドル建て、円払いということになるのかなと思います。こうなると、為替変動等の影響が大きくなるのではないかなと。そのことに伴って、自治体の負担がさらに増えるというようなことが懸念されると思いますが、そのことについてどのように考えておられるかお聞きしたいというのが2点目であります。

それから、3点目で、今、アマゾンウェブサービスとの契約と資料から分かるんですけども、ここと契約するというのは、自治体ごとに契約することのようですけど、なぜここと契約することになさったのか。全国の自治体では、非常にアマゾンウェブサービスとの契約が多い、1社の寡占状況になっているというようなことも聞いているんですけども、岬町としてはどのような判断を行われたのかお聞きしておこうと思います。

それから、補足資料の1ページ目のガバメントクラウド概要図の中で、新たなネットワーク回線料整備中というふうな記述があります。これは、またさらにこのガバメントクラウドを利用するに当たって、費用負担が今後発生するということを指しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、契約の問題で、今、使っている契約があるわけですね。それで、今、利用しているシステムの契約期限とかとの関係で、その契約解除に関わる違約金とかそういうものは発生しないのかどうか。これについてもお聞きしたいと思います。

それから、最後に、自治体独自の施策を実施する場合、標準化ということですので全国共通のシステムに移行せえと言われているわけですね。それを外れるもの、二重業務になってますけども、その範囲を超えるものとして、自治体独自の施策を実施するという場合に、オプション機能がありますとかいうようなことがあるようですけども、別途構築が必要になると理解しておるんですね。岬町では、それに該当するような施策はないのかということを確認しておきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

今回、補正でお願いしている職員退職者、早期退職した職員の勤続年数に関しましては、12年9か月でございます。

それと、退職補充の件ですが、今現在、今回、補正をお願いしているのは、建築職なんですけども、ほかの事務職及び保育士、それから建築職3種類、最短で7月1日採用を目指して、5月

から公募を開始したところでございます。申込期間につきましては、令和7年5月7日水曜日から5月23日金曜日までとしております。

○竹原伸晃議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 ガバメントクラウドの件につきまして、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の運営経費のことでございますけれども、今現在、大体6,400万円ほどランニング経費かかっておりまして、移行後の試算では大体1億5,000万円程度ということで、約2.3倍程度増えるのではないかという試算をしております。

2点目のガバメントクラウドの使用料の件でございますが、議員おっしゃるとおりこれはドル建てになってまいりますので、為替変動による影響が出てきます。今現在は円安ということで高い料金になってるんですけども、今後どういうふうな変動があるかも分かりませんが、円高に振れば逆に安くなるというところにもなってまいります。この点については、やはりある程度のちょっとリスクがあるというのは事実かと思えます。ただ、それを回避する方法というのは、具体的にはないというところでございますが、国につきましては一定大枠でその枠を買い取るというんですか、それを自治体に割り振るという形でコストの削減等も図るというような方向も示されておりますので、いずれにせよある程度価格のほうは抑えられるのではないかなとは期待をしております。

3点目のAWS、アマゾンウェブサービスとの契約をするに至る理由というところでございますけれども、ガバメントクラウドについては、今、議員からおっしゃられたとおり、システムとしてはクラウドサービスを利用するというシステムになっておりまして、これにつきましては5つのベンダーから選ぶことになっております。その5つのうち4つはもういわゆる外国の大手のウェブサービス機能で、1社だけ国産のウェブがあるというところでございます。

今回、岬町がこのアマゾンウェブサービスをなぜ利用するのかというところなんですけれども、これは今回の基幹業務の大部分を担っております日立システムズのシステムを使用しているのがAWSであるということから、このAWSを採用するということになったものでございます。

このAWSにつきましては、議員おっしゃられるように、ほとんどの自治体がこのAWSを採用する団体が多いというような状況になっておりまして、これは業界トップの業者でありまして、日本語によるサポートとかも有しておりまして、低コストでの運用、セキュリティ一面でも優れているというところで採用される自治体が多いのかなというところでございます。本町の場合は、今現在使っている基幹システムの業者がAWSを利用しているという関係で利用するという状況でございます。

それと、現在使用しているベンダーさんとの契約の問題ですけれども、今現在のベンダーさんとは来年の3月までの運用期間となっておりますので、その解除に伴う違約金等は発生しないということになっております。

それから、最後の自治体独自のシステム利用の使用料の件なんですけど、これについてはもう既に当初予算のほうで計上しておりますので、新たな予算計上するということではございません。

すいません。1点抜けておりまして、自治体の独自のオプションの件が1点、答弁漏れしておりましたので、ご答弁させていただきます。

基本的には、岬町の場合は標準化システムをできるだけ使うということで、いわゆるカスタマイズはしない方向で考えておりますので、今現在としてはカスタマイズに伴う新たな費用というのは想定しておりません。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 1点目にお答えをいただきました退職者が発生したことに関わって、退職理由が分かりませんけれども、岬町、自治体にとっても住民にとっても、一つの財産と呼べるものが失われるということになることは確かかなと思いますので、今7月の募集ということで対応されているようですけれども、岬町に入庁していただいた方が不本意な形で職を離れるということがないようにしていっていただきたいなと思います。

ガバメントクラウドについて、いろいろお答えをいただきました。ドル建てということになるので、先ほどお答えいただいた2.3倍にも上る費用が、さらに今後どうなっていくのかについてはリスクもあり、不安定であるということが分かりました。

そのことについても、国に対して要望をされていくことと思いますけれども、これは義務ということではなくて努力義務という範囲のことですので、この移行についてはね。そういう法律になっているけれども、私は、これは努力義務ですので移行するべきでないんじゃないかと思いますが、全国の自治体としては、事実上の義務に近い形で進めざるを得ないという状況だと思っています。

いろいろお答えいただいた中で理解はいたしましたけれども、最後のカスタマイズしないということに関わって、もう少しお尋ねしようと思います。

例えば、自治体の独自の施策として、岬町では子ども医療費の助成制度を行っていて、これは自治体ごとに条件が違うわけですね。そんなことは、このオプション機能として追加する必要があるのかなと思っているんですけれども、そうではないと。要するに、今、行われている岬町

独自として設定をして努力している住民サービスですね、これは、維持されると考えていいのか、確認したいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 例えば、カスタマイズしないというのは、いわゆる標準化システムとして提示されている二重業務ですね、それについては、カスタマイズしないということで進めておりますので。あと、各独自施策で部署ごとに構築しているシステムについては、これは、この標準化とは全くまた別のシステムになってまいりますので、それにつきましてはそれぞれのまたシステムごとに対応していくという形になるかと思っております。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、お答えいただいたことで、再度確認をさせていただきますが、カスタマイズしない、要は国の標準準拠システムを触ることはないということだけれど、今現在行っている住民サービスを維持するものについては別のシステムで、ということは、この標準準拠システムのオプションという形ではなく、全く別のシステムで対応をし、現在行われているサービスについては維持されるし、今後、住民要望に応じて拡充もあり得ると、そういう理解でよろしいですか。

○竹原伸晃議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 今回、標準化されるのは20システムということで、20の業務については、先ほども言いましたように、国のシステムに準じた形で実施していくと。また、町独自等で実施している事業、サービス等については、引き続いて同じサービスをしてまいりますので、それについて必要なシステム等の構築等が必要であれば別途構築していきますので、従前のサービスを低下させるということはありません。

○竹原伸晃議長 それでは、他の議員、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹原伸晃議長 それでは、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第26号「令和7年度岬町一般会計補正予算（第1次）について」、反対の立場で討論いたします。

大きくは、デジタル化の問題であります。デジタル化そのものを否定する立場ではないことは、これまでも申し上げてきたところであります。住民にとって利便性が向上し、自治体職員にとって業務の効率化が図られることは期待されるところであります。

しかしながら、国の進めているデジタル改革というのは、かねてから申し上げてきたとおり、行政が保有するデータを企業に開放をし、もうけの種として企業の利益のために活用ができるものであります。情報漏えい等についても懸念するところであります。

さらに、先ほどの質疑を通じて、経費の増大が大きく懸念されるものでもあり、努力義務のものである限りにおいては、自治体として導入しないという判断を行うべきであるということから、反対をするものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第26号「令和7年度岬町一般会計補正予算（第1次）」についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第5、報告第3号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 日程第5、報告第3号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」をご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。公用車における物損事故に係る案件でございます。

事故発生日時は、令和7年2月22日土曜日、午前7時30分頃でございます。

事故発生場所は岬町淡輪地内、損害賠償の相手方は岬町内在住の個人です。

事故の概要ですが、2月22日午前7時17分に発生した建物火災の発生に伴い、岬町消防団が招集され、消防団員が運転する消防車両を方向転換させるために車両を後退させたところ、被害建築物へ車両後方左側が接触し、相手方のカーポートの一部を破損させたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償として1万4,630円でございます。

損害賠償の内容につきましては、損傷した相手方建築物の修理代でございます。なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から全額補償されております。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、令和7年4月1日に専決処分を行ったものでございます。

以上が、専決処分の内容でございます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、報告第3号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時06分 再開)

○松尾 匡副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議長の竹原伸晃君から議長の辞職願が提出されましたので、議長が決定するまでの間、議長の職務を行います。

○松尾 匡副議長 お諮りします。「議長辞職について」を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松尾 匡副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1「議長辞職について」を日程に追加し、議題といたします。

続いて、追加日程第1「議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、竹原伸晃君が除斥されております。

事務局に辞職願を朗読させます。松本議会事務局長。

○松本議会事務局長 それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

「辞職願」

今般、議会運営に関する申合せ事項等の規定により、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和7年5月8日

岬町議会副議長様

岬町議会議長 竹原伸晃

以上でございます。

○松尾 匡副議長 お諮りします。竹原伸晃君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松尾 匡副議長 異議なしと認めます。

よって、竹原伸晃君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

竹原伸晃君の入場を求めます。

(竹原伸晃議員 入場)

○松尾 匡副議長 ただいま、竹原伸晃君の議長の辞職が許可されましたので、報告します。

ただいま議長が欠員となりました。

○松尾 匡副議長 お諮りします。追加議事日程表のとおり、追加日程第2、選挙第2号「議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松尾 匡副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、選挙第2号「議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松尾 匡副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りします。指名方法については、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松尾 匡副議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定いたしました。
それでは、私から指名いたします。
議長に、坂原正勝君を指名いたします。
お諮りします。ただいま指名しました坂原正勝君を議長の当選人と決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松尾 匡副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂原正勝君が議長に当選いたしました。
本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。
本来は、議長に当選されました坂原正勝君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところですが、申合せにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願いたいと思います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わります。

坂原正勝議長、議長席にお着き願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○坂原正勝議長 それでは、挨拶は後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、副議長の松尾 匡君から副議長の辞職願が提出されました。

○坂原正勝議長 お諮りします。「副議長辞職について」を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2「副議長辞職について」を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松尾 匡君が除斥されております。

事務局に辞職願を朗読させます。松本議会事務局長。

○松本議会事務局長 それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

「辞職願」

今般、議会運営に関する申合せ事項等の規定により、議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和7年5月8日

岬町議会副議長 松尾 匡

岬町議会議長様

以上でございます。

○坂原正勝議長 お諮りします。松尾 匡君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、松尾 匡君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

松尾 匡君の入場を求めます。

(松尾 匡議員 入場)

○坂原正勝議長 ただいま、松尾 匡君の副議長の辞職が許可されましたので、報告いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

○坂原正勝議長 お諮りします。追加議事日程表のとおり、追加日程第4、選挙第3号「副議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第4、選挙第3号「副議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名します。

副議長に、道工晴久君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました道工晴久君を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました道工晴久君が副議長に当選しました。

本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

本来は、副議長に当選されました道工晴久君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところではありますが、申合せにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午前11時24分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。この際、議事日程を追加したいと思います。追加議事日程表のとおり、議事を追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、追加議事日程表のとおり、議事を追加することに決定しました。

○坂原正勝議長 追加日程第5、選任第1号「常任委員会委員の選任について」から、追加日程第6、選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」、追加日程第7、選任第3号「特別委員会委員の選任について」までの3件を一括議題としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第5、追加日程第6及び追加日程第7の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されますので、ただいまより、暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午後 1時32分 休憩)

(午後 1時33分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○坂原正勝議長 追加日程第8、選挙第4号「泉州南消防組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の奥野 学君、議長の私、坂原正勝を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました奥野 学君と私、坂原正勝を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました奥野 学君と私、坂原正勝が泉州南消防組合議会議員に当選さ

れました。

ただいま、泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から
会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか、奥野 学君、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 追加日程第9、議案第27号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、瀧見明彦君の退場を求めます。

(瀧見明彦議員 退場)

○坂原正勝議長 本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 監査委員の選任について同意を求める件、追加日程第9、議案第27号「監査委員の
選任について」をご説明申し上げます。

議会議員から選任の谷地泰平氏が監査委員を辞職されましたので、瀧見明彦氏を監査委員に選
任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより、議案第27号「監査委員の選任について」を起立により、採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第27号はこれに同意することに決定しました。

瀧見明彦君の入場を求めます。

(瀧見明彦議員 入場)

○坂原正勝議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告します。

○坂原正勝議長 お諮りします。追加日程第10「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から、追加日程第14「特別委員会の閉会中の所管事務調査について」までの5件について、一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第10から追加日程第14までの5件は、一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について、閉会中の継続審査をしたい旨の申出があります。

お諮りします。3常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、僭越ですが、新役員を代表しまして私からご挨拶を申し上げたいと思いますので、降壇をお許し願います。

なお、副議長、監査委員、各常任委員長、議会運営委員長は、演台の前のほうへお願いいたします。

(議長 降壇、新役員 演壇前に整列)

○坂原正勝議長 このたび、役員に選任されました7名でございます。この体制で、この2年間、遅滞なく、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。どうぞ皆様からのご協力をよろしくお願いいたします。

(拍手・各議席に戻る)

○坂原正勝議長 それでは、前議長、前監査委員、前各常任委員長、前議会運営委員長は自席でご起立を願います。

よろしいでしょうか、もう自席で結構です。

前役員を代表しまして、竹原伸晃前議長から挨拶をお願いします。前議長は演壇のほうへお願い

いします。

(竹原伸晃議員 登壇)

○竹原伸晃議員 ただいま議長からお許しを得まして、前議長ということで、一言ご挨拶させていただきます。

選挙から2年間、議長という大役をさせていただきました。その間、議会ではいろいろな審議がなされ、一步一步進んできたのかなと思います。それも皆さんのご協力があってこそその運営でございました。

新体制にもしっかりと引き継いでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。このたびはどうもありがとうございました。

(拍手・竹原伸晃議員 降壇)

○坂原正勝議長 前全役員の皆さん、1年間本当にご苦労さまでした。どうぞ、着席ください。

お諮りします。以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これをもって、令和7年第1回岬町議会臨時会を閉会します。長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

(午後 1時43分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年5月8日

岬町議会

前 議 長 竹 原 伸 晃

前 副 議 長 松 尾 匡

議 長 坂 原 正 勝

議 員 大 里 武 智

議 員 早 川 良